経済産業省

20130318貿局第2号 輸出注意事項25第8号

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成25年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達

「輸出管理内部規程の届出等について」(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附則

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

輸出管理内部規程の届出等についての一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)

〇輸出管理内部規程の届出等について(平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号)

改	正	後	現	行
本文(略) (様式1)~(様式2) (様式3)別添A参照 (別添)(略) (様式4)~(様式7) (別紙1)~(別紙2)	(略)		本文(略) (様式1)~(様式2)(略) (様式3)別添A参照 (別添)(略) (様式4)~(様式7)(略) (別紙1)~(別紙2)(略)	

(別添A(改正後)) (様式3)

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

₹ ₽	ᆇ	ᄴ	_	Н	ЮΛ
経済	燡	耒	人	모	烘又

提出者(注1) 輸出者等名	:													
記名押印 代表者役職名 又は署名 代表者氏名	:					_			提出年月日	年	月	日		
住 所 <u>〒</u>						_			電話番号					
次のとおり提出します。									1. 輸出管	理内部規程受理	番号 (注2)			
2. 連絡担当者	所属名 役職名	所と異なる場合)〒			氏 eメ-	名ール				TEL FAX				
3. 設立年・資本金又は出資総額・従業員		年	資本金又は出	資総額		億円	(年	月現在)	従業員	:	名 (年	月現在
4. 輸出管理の最高責任者 (輸出者等遵守基準における 「統括責任者」に相当)	役職:			氏名:					7. 輸出管理に従	生事する者の総数		(うち専任		名 名)
5. 取引の最終判断権者	所属•役職:			氏名:)実施状況 事業年度)			П]
6. 該非判定の責任者 (注3) (輸出者等遵守基準における 「該非確認責任者」に相当)	所属•役職:			氏名:					9. 監査の実 (直近の事 監査の)		:	年 月~	<u> </u>]
10. 包括許可証の取得有無	許可種別及び 取得の有無	特別一般包括輸出・ 役務(使用に係るプログラム)取引許可 (注6)	特別一般包括 役務取引許可(注		十年 特定包括 輸出許可		特定包括 役務取引記		輸出•役務	品等包括 5取引許可		輸出·役利	会社包括 务取引許可	
及び輸出等件数 (直近の事業年度)		(許可番号:)	(計り金方:)	(有・無)	(有・無	₩)	貨物の輸出 (有 · 無)	技術の提供 (有 ・ 無)		物の輸出・無)		の提供・無)
(注 <u>5</u>)	有効期限	年 月 日	年 月	日	年 月	日	年	月日	年 月 日	年 月	目 :	年 月 日	年	月
	件数	件		件		件		件	件	1	牛	件		_

- (注1) 輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として 当該組織の主たる事務所の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。
- (注2) 輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。
- (注3) 該非判定の責任者が複数名いる場合には、2名までは併記し、それ以上いる場合には「他〇名」と記入すること。
- (注4) 監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入し、一部しか行っていない場合は0回と記入すること。なお、0回と記入した場合には、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。
- (注5) 件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入すること。
 - 「特別一般包括輸出許可」を受けている者は「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可」の欄に記入すること。
- (注<u>6</u>) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(「特別一般包括輸出許可」も含む)、特別一般包括役務取引許可を受けた者にあっては、返送に係る輸出又は技術の提供(輸出令別表第1又は外為令別表の2の 項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。)については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により 報告すること。

	(直	近の事業年度:	年	月~	年	月)									
	総売上額又は総収入額				ポワイト国 「ホワイト国 「ホワイト国							国(注 <u>8</u>) を除く上位3ヶ国】	8) を除く上位3ヶ国】		
	心のソ	心工領人は心状八領					日初日	<u>12</u> .	1			百万円			
<u>11</u> . 輸		作物の輸出類					百万円	国	2			百万円			
出 状	出 具初の制工領					輸	3			百万円					
況等		直接輸出額(※1)					百万円	出等	別	イラン		百万円			
77		直接制山镇(次1)					БУП	(注 <u>7</u>)	表 第	イラク		百万円			
		直接輸出額のうち、リスト	規制貨物の)額(※2)			百万円		4	北朝鮮		百万円			

- (注7) 国別輸出額は、11.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。
- (注8) 輸出貿易管理令別表第3に掲げる国々

<u>13</u> .	主要なリスト	見制貨物・技術(1~	~15項に該当)仕向地及び海外主要取引先	(直近の事業年				
	項番(注 <u>9</u>)	省令番号(注 <u>10</u>)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注 <u>11</u>)	製品·技術	仕向地	需要者又は輸入者(注 <u>12</u>)	取引形態等
				%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
				%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

- (注2) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。
- (注10) 省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。
- (注11) リスト規制貨物の直接輸出額(「11.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「一」を記入すること。
- (注<mark>12</mark>) 需要者が判明していない場合には、輸入者とすること。

14.	仕向地	取引先商社等名	時期(注 <u>15</u>)	15.	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注 <u>15</u>)
				外国ユーザーリス ト掲載需要者				
に掲げる3ヶ国向け輸出等に				への輸出等の 状況				
おける主な商社等名				(直近の5事業 年度)(注 <u>14</u>)				
(直近の5事業				十及八江 <u>14</u> /				
年度)(注 <u>13</u>)								

- (注13) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。
- (注14) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。
- (注15) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注13)、(注14)で要求される別紙に記載すること。

輸出者等名

記入年月日 評 価 項 目 A欄 輸出管理内部規程上の取扱い B欄 実際の取組 備考 輸出管理体制 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 外為法を始めとする輸出関連法規の 最新情報を入手し、輸出等の業務に 従事する役職員に対し周知している 1-3 (略) (略)

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者(注1)		:																	
記名押印 又は署名	代表者役職名	:								提出年月	日		年	月		日			
住 所	₸									電話番号								_	
次のとおり提出	します。									1. 輸出	出管理内	部規程	是受理番	号 (注2)					
2. 連絡技	担当者	所属名 役職名				氏 名 eメール						TE FA							
		住所(提出者の(住所と異なる場合) 〒				•				•								
3. 設立年・資本金又に	は出資総額・従業員	設立	年	資本金又は出	資総額	億F	円	(年	月現在)	従	業員			名	(年	月	現在
4. 輸出管理の (輸出者等遵守	基準における	役職:			氏名:					7. 輸出管理	に従事す	·る者の	D総数		(3	ち専任			名 名)
「統括責任者	「」に相当)									0 #/=	キの中 #	- JLL 2111				り导仕			石)
5. 取引の最終	終判断権者	所属•役職:			氏名:						育の実施 近の事業:]	
6. 該非判定の (輸出者等遵守)		所属•役職: -			氏名:					9. 監査の (直近	の実施状 の事業 ^生		1)]	
「該非確認責任		7711-7 1201-7								監査	その対象の	とした非	期間:		年	月~	ź	ŧ	月
10. 適格説明会	の立法中体		<u>(</u>	且 旦) (<u>受講地</u> :		<u>)</u>	<u>(1</u>	<u> </u>) (氏 名	<u>:</u>)
(最近14	年間)	<u>名</u>	. (且 且) (<u>受講地</u> <u>:</u>)	<u></u>	<u> </u>) (氏 名	<u>:</u>				
(注	<u>5)</u>	<u>(年月</u> ~ 年 月)	<u>(</u>	且 且) (<u> 受講地</u> :		2	<u>L1</u>	殳 職 :			<u>) (</u>	氏 名	<u>:</u>)
		許可種別及び		特別一般包括 役務取引許可()		特定包括 輸出許可	í	特定包 殳務取引			返品等包 役務取引				輔	特定子会 油・役務	社包括 取引許可		
<u>11</u> . 包括許可証 及び輸出 (直近の事	等件数 業年度)	取得の有無	(注 <mark>7</mark>) (許可番号:)	(許可番号:)	(有・無)	(有・	無)	貨物の輸出 (有・無)		技術の有・			物の輸		技術 (有	の提信 ・ 無	
(注 <u>6</u>	<u>)</u>)	有効期限	年 月 日	年 月	日	年 月 日		年	月 日	年 月	日	年	月日	1	年	月 日	年	E F	1
		件数	件		件	件	:		件		件		14	ŧ		件			-

- (注1) 輸出者等が会社の場合は、提出者名として当該会社名、住所として当該会社の本社の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。輸出者等が会社以外の場合は、提出者名として当該組織名、住所として 当該組織の主たる事務所の所在地(登記簿上の本店の住所)を記載すること。
- (注2) 輸出管理内部規程受理票に記載されている受理番号を記入すること。
- (注3) 該非判定の責任者が複数名いる場合には、2名までは併記し、それ以上いる場合には「他〇名」と記入すること。
- (注4) 監査回数は、すべての輸出関連部署をそれぞれ1回監査した場合のみ1回と記入し、一部しか行っていない場合は0回と記入すること。なお、0回と記入した場合には、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄の「取組状況」に具体的な実施内容を追記すること。
- (注5) 受講実績は、本書面の提出日までの過去1年間の実績を記入すること。役職は、受講時のものを記入すること。
- (注6) 件数は原則として包括許可を用いた輸出件数又は役務取引件数を記入すること。
 - 「特別一般包括輸出許可」を受けている者は「特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可」の欄に記入すること。
- (注<u>7</u>) 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可(「特別一般包括輸出許可」も含む)、特別一般包括役務取引許可を受けた者にあっては、返送に係る輸出又は技術の提供(輸出令別表第1又は外為令別表の2の 項から15の項までの中欄に掲げるものであるか、16の項の中欄に掲げるものであるか必ずしも明らかでないものの返送に係る輸出又は技術の提供を含む。)については、通常の輸出又は取引の件数とは別とし、別添の様式により 報告すること。

	(直	፲近の事業年度:	年	月~	年	月)							
	総売上額又は総収入額					原又は総収入額 百万円 「ホワイト国(注 <u>9</u>)を							
	心心。	元工領人は総収入領						<u>13</u> .		1		百万	ī円
<u>12</u> . 輸		貨物の輸出類					百万円	 国 別		2		百万	ī円
出状	貨物の輸出額 					輸		3		百万	ī円		
況等		直接輸出額(※1)					百万円	出等		別	イラン	百万	ī円
ग		直接制山領(※1)					ロカロ	(注 <u>8</u>)		表 第	イラク	百万	ī円
		直接輸出額のうち、リスト	〜規制貨物 <i>の</i>)額(※2)			百万円			4	北朝鮮	百万	ī円

(注8) 国別輸出額は、12.(※1)の直接輸出額の内訳として記入すること。

(注9) 輸出貿易管理令別表第3に掲げる国々

14. 主要なリスト規制貨物・技術(1~15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)

項番(注 <u>10</u>)	省令番号(注 <u>11</u>)	リスト規制貨物・技術の名称	比率(注 <u>12</u>)	製品·技術	仕向地	需要者又は輸入者(注 <u>13</u>)	取引形態等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社・購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等
			%	自社·購入		現地法人・その他	在庫販売・受注販売・返品修理等

(注10) 項番には輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1又は外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の項番を記入すること。

(注11) 省令番号には輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)の番号を記入すること。

(注12) リスト規制貨物の直接輸出額(「12.直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」)に対する当該項番の貨物の直接輸出額のおおよその割合を記入すること。なお、技術の場合には「一」を記入すること。

(注13) 需要者が判明<u>していない場合には、輸入者とすること。</u>

<u>15</u> .	仕向地	取引先商社等名	時期(注 <u>16</u>)	16.	仕向地	外国ユーザーリスト掲載需要者名	輸出貨物・提供技術の名称	時期(注 <u>16</u>)
軸 出貿易管理 令の別表第4				外国ユーザーリス ト掲載需要者				
に掲げる3ヶ国 向け輸出等に				への輸出等の 状況				
おける主な商 社等名				(直近の5事業 年度)(注 <u>15</u>)				
(直近の5事業 年度)(注 <u>14</u>)				, , , , <u></u> ,				
十及八年14								

(注14) 主な商社等名が6以上ある場合は、仕向地、取引先商社等名、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注15) 外国ユーザーリスト掲載需要者が6以上ある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出貨物・提供技術の名称、時期をそれぞれ記載した別紙(様式自由)を添付すること。

(注16) 輸出又は提供の時期(年月)を記入すること。同一案件が複数ある場合には直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供はそれぞれ(注14)、(注15)で要求される別紙に記載すること。

輸出者等名

記入年月日 評 価 項 目 A欄 輸出管理内部規程上の取扱い B欄 実際の取組 備考 輸出管理体制 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 輸出管理情勢及び外為法等の改正 動向を輸出管理部門が把握し、必要 部門に連絡する体制になっている 1-3 (略) (略)